

新型コロナウイルス関連情報

費用は無料

市内の患者発生状況
患者数(累計) 1294人
※1月25日現在

ワクチン追加接種(3回目)について

ワクチン接種を2回受け、追加接種を希望する人に3回目を行います。2回目の接種日をもとに順次接種券を発送しています。お手元に届き次第、予約できます◇個別医療機関での予約は、同封の医療機関一覧でご確認ください

対象 市内に住民登録があり、2回目の接種を終えた18歳以上の人
接種スケジュール

当初、2回目接種から原則8カ月以上経過した場合を想定していましたが、前倒し接種が可能になりました。詳しくは問い合わせ用ダイヤル(☎0570-090-655)へ。

2回目の接種時期	3回目の接種時期	
	65歳以上	64歳以下
令和3(2021)年6月まで	接種券が届き次第、予約可能	接種券が届き次第、予約可能
令和3(2021)年7月まで		令和4(2022)年3月～
令和3(2021)年8月まで		令和4(2022)年3月～

予約方法(手続きには接種券番号が必要です)

電話の場合 予約申込専用ダイヤル(☎0120-080-955)に連絡し、接種券番号と生年月日をお伝えください※予約が集中した場合、つながりにくくなることがあります

予約システムの場合 市ホームページ「新型コロナウイルスワクチン接種WEB予約」から、または右のQRコードからも予約できます。



予約専用ページ

窓口の場合 電話や予約システムでの予約が困難な人のために、窓口で予約のお手伝いをします。詳しくは接種券に同封している書類をご覧ください。

使用するワクチンについて

国の承認に基づき、1・2回目に用いた種類にかかわらず、ファイザー社製または武田/モデルナ社製のワクチンを使用します。市では当面の間、集団接種会場は武田/モデルナ社製、個別接種はファイザー社製を使用する予定です◇1・2回目と異なるワクチンを接種しても、抗体価が十分に上昇するため、効果に問題ないとされています

基本的な感染対策が肝心 オミクロン株の感染者が急増中

発症までの期間が短く、短期間で広がる新型コロナウイルス「オミクロン株」が急速に広がっています。1月18日には1日当たりの国内の新規感染者が3万人を超え、昨年8月20日に記録した過去最多人数を更新しました。

正しいマスクの着用や手指消毒、密集場所・密接場面・密閉空間の回避、適切な換気といった基本的な感染対策を継続しましょう。

健康づくり課 ☎92-1117

防災いせはらテレホンサービスを開始

避難情報や地震情報など、一斉にお知らせする必要がある緊急情報を放送している防災行政用無線(防災いせはら)。窓を閉め切った屋内では聞こえづらくなるため、放送内容を電話で確認できる専用ダイヤルの運用を開始しました。

放送が聞き取りにくいと感じた時は、専用ダイヤルに電話をすると放送終了後、約24時間後まで内容を聞くことができます。

防災いせはらテレホンサービス ☎050-3204-1788

あらかじめ、携帯電話やスマートフォンに登録しておくくと便利です※所定の通話料金ががかかります

危機管理課 ☎94-4865

会計年度任用職員を募集します

市役所業務の事務補助や、専門的な業務を行う非常勤職員を募集します。勤務内容や募集期間など詳しくは、市ホームページ「職員採用」か、各担当で配布する募集案内をご確認ください。

受付場所 各担当窓口

募集職種など

職種	募集人数	任用期間	担当
一般事務	若干名	4月1日から1年間	戸籍住民課(市役所1階) ☎94-4713
	1人	4月1日～15日	保険年金課(市役所1階) ☎94-4728
	1人	4月11日～22日	
児童館指導員	3人	4月1日から1年間	青少年課(市役所5階) ☎94-4647
道路管理作業員	2人		道路整備課(市役所2階) ☎94-4822
校務整備員	2人		教育総務課(市役所5階) ☎74-5104
児童生徒指導補助員	2人		教育指導課(市役所5階) ☎74-5243
小・中学校特別支援学級介助員	若干名		教育センター(市役所5階) ☎74-5253

※各職種とも地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する人は応募できません
※会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2に規定されている非常勤の地方公務員です



所得税・市県民税 申告はお早めに

担 平塚税務署 ☎22-1400(確定申告)
担 市民税課 ☎74-5429(市県民税申告)

令和3年分の所得税の確定申告と令和4年度の市県民税申告の受け付けが始まります。新型コロナウイルス感染症対策のため、e-Taxや郵送での提出にご協力ください。

申告書の提出期限と納付期限は、所得税と復興特別所得税、贈与税が3月15日(火)、個人事業者の消費税が3月31日(木)です。

申告には個人番号(マイナンバー)が必要です
平塚税務署での確定申告と市役所での市県民税申告には、マイナンバーカードか、通知カードと本人確認書類(運転免許証など)をお持ちください

◇申告書を郵送する場合と確定申告書を市役所に提出する場合は、それぞれの写しを添付してください
医療費控除について
◇領収書に代わり「医療費控除の明細書」の添付が必要です※領収書は自宅で5年間保管してください

所得税の確定申告・相談
来場時はマスクの着用にご協力ください。
平塚税務署での受け付け
とき 3月15日(火)までの平日 ※2月20日(日)・27日(日)は実施
提出 午前8時30分～午後5時

相談 午前9時～午後5時(状況により締め切りが早まる場合があります。受け付けは午前8時30分～午後5時)

4時)※相談には整理券が必要。各日午前8時30分から会場に配布するほか、国税庁のLINE公式アカウントから入手可能

市役所による申告相談会
とき 2月16日(水)～3月15日(火)の平日 ※月曜日を除く。2月26日(土)、3月12日(土)は実施
提出 午前9時30分～午後4時

相談 午前9時30分～正午、午後1時30分～4時 ※完全予約制。希望する人は左のQRコードを読み込むか、専用電話(☎92-1111)で、平日午前9時～午後5時(前日まで)に担当へお申し込みください

市県民税の申告
所得税の確定申告をした人は申告不要です※提出期限は3月15日(火)までですが、所得税の確定申告の受け付けが始まる2月16日(水)以降は窓口が大変混みます。なるべく2月15日(火)までに申告書のご提出をお願いします

市県民税申告書
市ホームページに、申告書の作成や税額の試算ができる「市県民税試算システム」を掲載しています※トップページ「くらしのガイド」→「税金」からご覧になれます

郵送による申告書の提出
いずれも住所欄の記入は不要です。
◇確定申告 平塚税務署 (〒254-8533)
◇市県民税申告 市民税課 (〒259-1188)

自宅のパソコンで申告書が作成できます
国税庁ホームページには申告書が作成できる「確定申告書作成コーナー」が掲載されています。作成した申告書などは、添付書類と合わせて郵送(〒254-8533)平塚税務署にご提出ください※控えが必要な場合は返信用封筒を同封してください

スマホ・パソコンでe-tax
マイナンバーカードや税務署から発行されたID・パスワードを使って、パソコンやスマートフォンで確定申告書を作成・送信できます。利用には事前の手続きが必要な場合があります。詳しくは税務署にお問い合わせください。

市県民税申告書
市ホームページに、申告書の作成や税額の試算ができる「市県民税試算システム」を掲載しています※トップページ「くらしのガイド」→「税金」からご覧になれます

市ホームページに、申告書の作成や税額の試算ができる「市県民税試算システム」を掲載しています※トップページ「くらしのガイド」→「税金」からご覧になれます